④　硫酸塩　ＤＬ－メチオニン製造用原体の純度試験③を準用する。

⑤　鉛　本品0.5ｇ（0.45～0.54ｇ）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、20μg／ｇ以下でなければならない。

⑥　ヒ素　ＤＬ－メチオニン製造用原体の純度試験⑤を準用する。

乾燥減量　0.5％以下（１ｇ，105℃，４時間）

強熱残分　0.5％以下（１ｇ）

定量法　本品を105℃で４時間乾燥し、その約0.3ｇを0.001ｇの桁まで量り、その数値を記録し、共栓フラスコに入れ、水100mL、リン酸一水素カリウム５ｇ（4.5～5.4ｇ）、リン酸二水素カリウム２ｇ（1.5～2.4ｇ）及びヨウ化カリウム２ｇ(1.5～2.4ｇ)を加え、振り混ぜて溶かす。これに0.05mol／Ｌヨウ素溶液50mLを全量ピペットを用いて加え、密栓し、よく振り混ぜ、30分間放置した後、過量のヨウ素を0.1mol／Ｌチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　デンプン試液１mL）。同様の方法で空試験を行う。

0.05mol／Ｌヨウ素溶液１mL＝7.461mg$C_5H_{11}NO_2S$

(ｴ)　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ　製剤

(ｱ)　成分規格

Ｌ－メチオニン製造用原体の成分規格を準用する。

(ｲ)　保存の方法の基準

Ｌ－メチオニン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(86)～(159)　（略）

(86)～(158)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日　経済産業大臣　梶山　弘志

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（財務諸表） **第八条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（財務諸表） **第八条**　機構の行う業務に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。
第九条・第十条　［略］	**第九条・第十条**　［略］
［削る］	**第十条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。 （通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	